

「ご契約のしおり一定款・約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり一定款・約款」に記載されている内容が一部変更となります。

つきましては、変更点をお知らせしますので、誠に恐縮ですが「ご契約のしおり一定款・約款」とともにご一読いただきますようお願いいたします。

対象のしおり

●ご契約のしおり 種類番号：15、28、29、30、44

【変更内容】

1. 基金の償却について

2025 年 8 月および 2026 年 8 月に基金を償却したことに伴い、「定款」につきまして、以下のとおり変更いたします。なお、基金の総額に変更はございません。

●次の附則を削除します。

※ご契約のしおりの種類によって「定款」に掲載されている附則の内容が異なる場合がありますが、掲載されている附則はすべて削除となります。

種類番号：15、28、29、30（2025 年 4 月改訂）

附則

第 1 条 平成 27 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 27 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

第 2 条 平成 28 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

種類番号：44（2025 年 9 月改訂）

附則

第 1 条 平成 28 年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

2. 特約の改定について

契約成立日が2026年4月2日以降のご契約より、各特約の条項における補足説明につきまして、以下のとおり改定いたします。

改定になる特約

<ご契約のしおり 種類番号15>

- ・保険契約者代理特約・・・P.157
- ・保険料口座振替特約・・・P.170
- ・団体特約・・・P.176
- ・集団特約・・・P.180
- ・事業保険特約・・・P.184

<ご契約のしおり 種類番号28>

- ・保険契約者代理特約・・・P.1060
- ・保険料口座振替特約・・・P.1116
- ・団体特約・・・P.1122
- ・クレジットカード特約・・・P.1126
- ・集団特約・・・P.1129
- ・事業保険特約・・・P.1133
- ・責任開始に関する特約・・・P.1136

<ご契約のしおり 種類番号29>

- ・保険契約者代理特約・・・P.136
- ・保険料口座振替特約・・・P.151
- ・団体特約・・・P.157
- ・集団特約・・・P.161
- ・責任開始に関する特約・・・P.165

<ご契約のしおり 種類番号30>

- ・保険契約者代理特約・・・P.475
- ・保険料口座振替特約・・・P.498
- ・団体特約・・・P.504
- ・集団特約・・・P.508
- ・事業保険特約・・・P.512
- ・責任開始に関する特約・・・P.518

<ご契約のしおり 種類番号44>

- ・保険契約者代理特約・・・P.91
- ・責任開始に関する特約・・・P.97

下線部が改定箇所です。

●保険契約者代理特約 第 1 条「特約の付加」

〔補足説明〕

* 1 主契約の保険期間開始の日

次の(1)から(4)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約
- (4) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

●保険料口座振替特約、団体特約、クレジットカード特約、集団特約、事業保険特約
第2条「契約成立日」

〔補足説明〕

* 1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (9) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

(2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

●保険料口座振替特約 第 16 条「第 1 回保険料から口座振替を行う場合の特則」

〔補足説明〕

* 2 責任開始の日

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (8) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

●**集団特約 第 16 条、保険料口座振替特約 第 19 条**

「責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則」

【補足説明】

*** 1 責任開始の時**

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1)無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2)無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3)5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4)5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5)5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6)5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*** 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由**

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1)無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2)無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3)5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4)5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5)5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6)5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

●**責任開始に関する特約 第 11 条**

「5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則」

【補足説明】

*** 1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等**

次の(1)から(6)をいいます。

- (1)5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2)5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3)無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4)無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5)5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6)5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

以 上